

# 復興を歩む

vol.42

## 長泥地区の再生

長泥行政区は、村で唯一の帰還困難区域であり、現在も避難指示が継続しています。

国は、平成28年、帰還困難区域のその後について、「5年後をめどに線量の低下状況を踏まえて避難指示を解除すること」「解除後の居住を可能にする特定復興再生拠点区域内に整備すること」などを、方針として示しました。

方針を受けて、村と行政区は協議を重ねました。村の一地区である長泥にとつて望ましい拠点とは―。できる限り広範囲の除染を行うにはどうしたらよいか―。除染やその他の復興事業を他区域と同様に実施してほしいと求めてきた経緯もあり、行政区でも、住民同士の話し合いを、新たに進めていきました。

昨秋、長泥行政区は、環境省の環境再生事業を受け入れると発表しました。この事業は、除染で発生した除去土壌の濃度分別を行って、再生利用を図ることを目的としています。農用地

の造成や、園芸作物・資源作物の栽培を実証して、安全性を十分確認した上で土地利用の再開につなげていくというものです。鳴原良友区長は、会見（当時）で、「長泥が前に進むため、区として決めた」と決意を話しました。事業の受け入れにより造成が行われる農用地等を含め、長泥地区の拠点区域は約186ヘクタールに広がりました。拠点区域は、集会・交流施設、交流のための公園などを整備する「居住促進ゾーン」、神社や桜並木など文化資産を整備・再生する「文化・交流拠点」、環境再生事業で農用地等を整備する「農の再生ゾーン」として、それぞれ整備が進められます。

今年度、事業は実証からスタートします。村内の除去土壌を長泥地区内のストックヤードへ搬入する作業も始まりました。大熊・双葉地域の中間貯蔵施設への搬入と並行して、村内の除去土壌は、長泥地区で事業に活用されていきます。

今年8月には、環境省が、事業の進め方について住民や村・県と率直な意見を交わす「長泥地区環境再生事業運営協議会」もスタートしました。村としても、これまで復興事業が行えなかった長泥地区の環境再生に、今後も知恵をしぼって努めていきます。



「農の再生ゾーン」の一部で、再生資材の活用と覆土による、盛土と作物栽培の実証が行われます



「文化・交流拠点」の1つ、白鳥神社。参道手前の地蔵にはやさしい秋の花が供えられていました

長泥コミュニティセンターの周囲では除染が進められています。このエリアは「居住促進ゾーン」として、集会・交流施設や交流広場などが整備されます。原発事故から約7年半。地区の皆さんが辛抱を重ねて待ち続けた故郷の再生へ、事業が動き出しています。

